

8.2 長野県の状況

長野県では、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書数は 40 通で、分類別の意見数は 114 でした。

環境の保全の見地から意見を有する者の意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解（長野県）は、表 8-2 に示すとおりです。

表 8-2 (1) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	1	<p>土地が中部横断道によって分断されれば生活手段のみならず生活そのものが大きなダメージを受けることとなります。</p> <p>そこに住み生活を営んでいる住人に対し最大の配慮がなされるべき。野辺山開拓の初期から今日に至るまでの歩みにもう少し目を向けて欲しい。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和 5 年 10 月に説明会、令和 6 年 2 月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道 141 号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川や J R 小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺土地への配慮について、頂いた意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (2) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	2	<p>野辺山原一帯の農業振興地域及び山林の現況、並びに農業の実態を詳細かつ正確に調査・把握した上で、できる限り優良農地を確保していただきたい。</p> <p>高速自動車道の整備による大規模農業への影響をできる限り回避し、仮に優良農地を通過する場合であっても残された農地が効率的に使用できる形状にするなど、農地の保全と農業の振興に配慮したルート選定が必要。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。なお、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地への配慮について、頂いた意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (3) 方法書についての一一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	3	<p>高速自動車道が建設されることによる影響を正確かつ詳細に予測・評価した上で、野辺山原一帯における集団的な優良農地の潰れ地が最小となり、かつ農地に残地が生じる場合にはその残地の形状にも配慮するなどして、当該地域における大規模な農業経営にできる限り支障が少ないルートに決定することを強く要望します。</p> <p>野辺山原一帯における冬季の気象状況を詳細かつ正確に調査・把握した上で、高速自動車道の凍結防止や雪の吹き溜まり対策等（道路構造を含む）について検討していただきたい。野辺山原一帯は、標高が高く極寒の時期が長いため、路面凍結・雪の吹き溜まりによる事故防止対策が重要。塩化カルシウムの散布による農地への影響評価とともに、道路構造（ロードヒーティングやフードの設置など）について併せて検討する必要がある。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地及び冬期の交通障害等への配慮について、頂いた意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (4) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解 (長野県)

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	4	<p>改善もしくは経路変更の提案：南牧村南部の「ふれあい公園から国鉄最高地点に至る」国道141号線の沿線部について</p> <p>①日本有数の山岳景観の認識欠如：野辺山台地をベースに、縦に千数百米の峭壁、横に八ヶ岳主峰群の連続稜線が織り成す景観は、日本有数の優れた景観と考える、②清里の計画対比：当地域では、山間部を出て台地上に至ると、各観光施設や事業体が集中する国道141号線に沿って計画、③高速道導入に際し配慮すべき当地特有の環境汚染：自動車の騒音と星空の喪失が問題、④マーケティング面での八ヶ岳の重要性：高速道の設置によって観光客による小海線や141号線利用の激減が想定</p> <p>当野辺山台地に於いては環境保全を中心に地下式（トンネル）もしくは、堀割式（半地下）の工法に依ることを提案いたします。いずれにしても遮光および防音対策を施したものを切望します。</p> <p>但し高速道導入によるメリットが当地においても少なく、高速道は不要と考えます。</p>	<p>本道路は、日本海及び太平洋の臨海地域と長野県・山梨県との連携・交流を促進するとともに、災害時における避難路や物資輸送の確保、観光産業や高原野菜など高付加価値資源の流通を支え、安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全・安心の向上が期待される重要な道路であることから、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な道路であると考えています。</p> <p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、本事業における環境影響評価については、第11章（P.11.1.1-1及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>また、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、騒音や光環境への配慮について、頂いた意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (5) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	5	「配慮書の手続きを完了しました」とあるが、環境影響評価法第3条の7で「配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。」とされている。これを実施していないため、地元の切実な意見が全く反映されていない。	本事業は、「構想段階における市民参加型道路計画プロセスガイドライン」により作成された複数の比較案の比較評価をとりまとめた書類が法施行までに作成されている事から、法に指定される経過措置の適用事業となります。そのため、配慮書手続きとして、「事業の概要」及び各段階における「複数の比較案の比較評価資料」をそれぞれ抜粋してとりまとめた資料である「中部横断自動車道（長坂～八千穂）の環境影響評価に関する検討書」を配慮書とみなす書類として公表しました。
	6	配慮書（検討書）への意見がなかったわけではなく、従来から多くの指摘があった。	本事業は、「構想段階における市民参加型道路計画プロセスガイドライン」により作成された複数の比較案の比較評価をとりまとめた書類が法施行までに作成されている事から、法に指定される経過措置の適用事業となります。そのため、配慮書手続きとして、「事業の概要」及び各段階における「複数の比較案の比較評価資料」をそれぞれ抜粋してとりまとめた資料である「中部横断自動車道（長坂～八千穂）の環境影響評価に関する検討書」を配慮書とみなす書類として公表しました。
	7	” 配慮書において複数の計画案の検討を行ってきました”として” 3つの計画案における検討が実施されました”としているが、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」で「位置等に関する複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努めるべき旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする」とされており、これに反した手法である。	本事業は、「構想段階における市民参加型道路計画プロセスガイドライン」により、全区間で新たに道路を整備する案、旧清里有料道路を一部区間で有効利用する案、国道141号（一般道）を改良する案の複数の比較案の比較評価をとりまとめています。

表 8-2 (6) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	8	<p>都市計画法第 5 条「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。」とあり、対象地域が都市計画区域外なのは明らかである。都市計画法第 11 条「特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。」をどのように適用したかを明記すべきである。</p>	<p>本道路は、国土の骨格を形成し広域的な自動車交通を処理する高速自動車国道として広域交通体系の一端を担うとともに、北陸新幹線やリニア中央新幹線などと結節することで、県境を越えた大きな流動を創出する「本州中部広域交流圏」の構築に大きく寄与する道路です。</p> <p>新東名高速や清水港等が高速交通網で直接結ばれることによる新たな物流ネットワークの構築や、リニア中央新幹線の山梨県駅と北陸新幹線の佐久平駅とが繋がることによる長野県・山梨県にまたがる広域観光圏の開発など、沿線地域の産業経済の振興に大きく寄与することが期待されることから、隣接する山梨県と一体で長期的視点から計画的な整備を行う必要があるため、山梨県境までの都市計画区域外も含めた一体の都市施設として定めていくことが必要と考えています。</p> <p>佐久都市計画区域は、北陸新幹線や上信越自動車道、中部横断自動車道が接続する高速交通網の結節都市として都市機能が集積しているため、本道路沿線を含む南佐久地域においても、本道路を軸として一体の生活圏を形成しており、本区域が南佐久地域における都市活動の中心的機能も担っています。</p> <p>また、本区域内の供用済みインターチェンジ周辺では、新たな企業進出・雇用創出も生まれていることから、本道路が延伸されることによる本区域の更なる産業振興が期待されるとともに、南佐久地域の特産である優良なカラマツ木材などの物流の効率化が図られるなど南佐久地域の活性化にも大きく寄与していくものと考えています。</p> <p>以上を踏まえ、佐久都市計画区域及び佐久圏域全体の円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な道路として、佐久都市計画道路に定める（平成 8 年に決定している道路を延伸する）ことが必要であると考えています。</p>

表 8-2 (7) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	9	<p>方法書で示された事業実施区域は、配慮書の段階の路線図の長野県側の幅員 3km を幅員 1km に狭めた程度で、全線が幅員 1km である。「対象事業実施区域」が幅 1km で曖昧なままでは、道路計画が自宅にかかるかどうかとも判断できず、意見も提出できない。どこに、どんな構造（高さ、深さ）なのかが不明のまま、調査、予測及び評価の手法を示されても、適切な意見は提出できない。路線位置と構造が確定した段階で、再度自治体や一般からの意見を募集する必要がある。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和 5 年 10 月に説明会、令和 6 年 2 月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>また、本事業による環境影響評価については、第 11 章 (P.11.1.1-1 及びそれ以降の頁) に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p>
	10	<p>対象道路事業に係る位置ごとの高さも深さも不明であり、これでは騒音、振動、日照障害、電波障害、地下水への影響のおそれのある地域が特定できないため、方法書としては成り立たない。位置ごとの道路構造もないため、都市計画決定の要件を満たさない不十分な事業内容である。方法書の次の段階の準備書は都市計画の案として扱われる。そのための調査方法を定める段階で、どこがどんな道路構造になるかを示して、関係者の意見を正しく把握すべきである。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和 5 年 10 月に説明会、令和 6 年 2 月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>また、本事業による環境影響評価については、第 11 章 (P.11.1.1-1 及びそれ以降の頁) に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p>
	11	<p>事業の目的及び内容を始め、方法書のどこにも縦断図面が無い。</p> <p>平面図のかわりに 1km 幅が示されているのでまだ理解できるが、縦断勾配が無いのは致命的な欠陥である。縦断勾配は、大気・騒音の重要な予測条件にもなり、予測地点を決める時の大きな要件になるため、縦断図で縦断勾配を示すべきである。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和 5 年 10 月に説明会、令和 6 年 2 月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p>

表 8-2 (8) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解 (長野県)

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	12	<p>調査地域は“環境影響を受けるおそれがあると認められる地域”と、いずれも抽象的な調査地域を限定できない。</p> <p>調査地点は“濃度変化があると考えられる箇所ごと、調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所”など、非常に抽象的であるため、適切に把握できる場所がどこかをこの方法書で示し、関係者の意見を集約しなければならない。</p> <p>また、調査箇所案は計画沿線 1km 幅に延長約 5km などの楕円を調査箇所としており、これでは調査箇所とは言えないし、その部分の道路構造（高架なのかトンネルなのか）も不明なため、意見も出せない。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和 5 年 10 月に説明会、令和 6 年 2 月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>また、調査地点については、第 11 章 (P. 11. 1. 1-1 及びそれ以降の頁) に示すとおり、国土交通省令、道路環境影響評価の技術手法等を基に、環境影響評価を適切に把握できるように設定しています。</p>

表 8-2 (9) 方法書についての一一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解 (長野県)

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	13	<p>第 1 に説明会で配布されましたルート帯では、この通過する本線の最高地点付近の標高が問題点。この付近の冬期の気候は北海道並みで、風雪や夜間の冷え込みによるブラックアイスバーン化によって、高速通過車両のスリップ玉突き事故の発生から、通路閉鎖をしなければならない日が多く発生しやすい地帯である。トンネルでは降雪による雪かきやアイスバーン化の心配は少なく、非常時の陸路確保の確実性が高く成るはず。</p> <p>第 2 に、説明会でのルート帯では民有地の買収箇所が多く成る。トンネルでは地下を通すため、上部土地の買収は必要ありません。</p> <p>第 3 として問題と成る点に、野辺山宇宙電波観測所に電波障害、光害等観測環境の悪化をもたらす事です。</p>	<p>本道路は、日本海及び太平洋の臨海地域と長野県・山梨県との連携・交流を促進するとともに、災害時における避難路や物資輸送の確保、観光産業や高原野菜など高付加価値資源の流通を支え、安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全・安心の向上が期待される重要な道路であることから、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な道路であると考えています。</p> <p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和 5 年 10 月に説明会、令和 6 年 2 月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道 141 号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川や J R 小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、本事業による環境影響評価については、第 11 章 (P. 11. 1. 1-1 及びそれ以降の頁) に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>また、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、冬期の交通障害や野辺山宇宙電波観測所の観測への配慮について、頂いた意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (10) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解 (長野県)

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	14	平成 23 (2011) 年には環境影響評価法第 3 条の 7 が追加改正され「配慮書について・・・一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。」とされている。この努力規定を無視したため、配慮書に対する意見は国土交通大臣だけであり、一般の人たちからの意見は全く記載されていない。	本事業は、「構想段階における市民参加型道路計画プロセスガイドライン」により作成された複数の比較案の比較評価をとりまとめた書類が法施行までに作成されている事から、法に指定される経過措置の適用事業となります。そのため、配慮書手続きとして、「事業の概要」及び各段階における「複数の比較案の比較評価資料」をそれぞれ抜粋してとりまとめた資料である「中部横断自動車道（長坂～八千穂）の環境影響評価に関する検討書」を配慮書とみなす書類として公表し、配慮書手続きを実施しています。
	15	“中部横断自動車道（長坂～八千穂間）の整備にあたっては、広域的な交通基盤にあたることから、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な都市施設として都市計画に位置づけ”とあるが、特に必要な理由を明記できない以上、このように無法で、県に責任を押し付け、土地収用法を適用するための都市計画手続きはやめるべきである。	本道路は、日本海及び太平洋の臨海地域と長野県・山梨県との連携・交流を促進するとともに、災害時における避難路や物資輸送の確保、観光産業や高原野菜など高付加価値資源の流通を支え、安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全・安心の向上が期待される重要な道路であることから、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な道路であると考えています。 本道路を都市計画に位置付けることで、計画段階における整備に必要な区域を明確にし、土地利用や各都市施設間の計画の調整を図るとともに、沿線住民の皆様の合意形成を促進することができ、大変意義のあるものと考えています。
	16	方法書で示された事業実施区域は、全線が幅員 1km である。「対象事業実施区域」が幅 1km で曖昧なまま、路線位置不明のまま、どこがどんな構造かもわからないまま、調査、予測及び評価の手法を示されても、適切な意見は提出できない。路線位置と構造が確定した段階で、再度、自治体や一般からの意見を募集する必要がある。	本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。 都市計画原案については、令和 5 年 10 月に説明会、令和 6 年 2 月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。

表 8-2 (11) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	17	<p>都市計画対象道路事業の規模等はあるが、騒音、振動、日照障害、電波障害、地下水への影響のおそれのある地域が特定できず、方法書としては成り立たない。位置ごとの道路構造も示さない事業は、都市計画決定の要件を満たしていない。調査方法を定める段階では、どこがどんな道路構造になるかを示して、関係者の意見を正しく把握すべきである。縦断図で縦断勾配を示すべきである。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>また、本事業による環境影響評価については、第11章（P.11.1.1-1及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p>

表 8-2 (12) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	18	<p>数点危惧されることを述べる。①農地に対してなんら考慮されていない、②冬場の強風による砂塵での交通障害の恐れがある、③落葉期の落ち葉によるスリップ事故、④冬季の降雪、凍結、⑤光害、⑥地盤が脆弱である。</p> <p>関連住民からの意見の集約は計画段階で十分な周知徹底を図って頂きたかった。</p>	<p>本道路は、日本海及び太平洋の臨海地域と長野県・山梨県との連携・交流を促進するとともに、災害時における避難路や物資輸送の確保、観光産業や高原野菜など高付加価値資源の流通を支え、安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全・安心の向上が期待される重要な道路であることから、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な道路であると考えています。</p> <p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、本事業による環境影響評価については、第11章（P.11.1.1-1及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>また、道路構造の詳細は、事業実議段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、冬季の交通障害や光環境、地盤等への配慮について、頂いた意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (13) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	19	<p>2 点の観点から、トンネル式にすべきと意見します。</p> <p>①気象条件を鑑みて、地上部分での降雪期の吹き溜り、八ヶ岳嵐による横なぐりの雪と雨、地吹雪にさらされ、路面凍結によるスリップ事故、融雪剤による環境への影響も心配</p> <p>②広範囲にわたり畑をつぶす事となり、耕作者の経済的・精神的負担が懸念される。</p>	<p>本道路は、日本海及び太平洋の臨海地域と長野県・山梨県との連携・交流を促進するとともに、災害時における避難路や物資輸送の確保、観光産業や高原野菜など高付加価値資源の流通を支え、安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全・安心の向上が期待される重要な道路であることから、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な道路であると考えています。</p> <p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和 5 年 10 月に説明会、令和 6 年 2 月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道 141 号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川や J R 小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地や冬季の交通障害等へ配慮について、頂いた意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (14) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	20	<p>野辺山は、原野を耕し開墾したと聞いている。何故、開墾したその土地を潰されなければならないのか。</p>	<p>本道路は、日本海及び太平洋の臨海地域と長野県・山梨県との連携・交流を促進するとともに、災害時における避難路や物資輸送の確保、観光産業や高原野菜など高付加価値資源の流通を支え、安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全・安心の向上が期待される重要な道路であることから、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な道路であると考えています。</p> <p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地へ配慮について、頂いた意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (15) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	21	<p>環境の保全の要素が限定的であり、南牧村の基幹産業の農業に与える影響の記載がない。農地について外せないと思慮する。</p> <p>環境保全の要素に農業環境を方法書に明記し調査研究する事を強く求める。</p> <p>夏秋季における高原野菜の一大産地である南牧村の農地を分断するルート案である。道路建設に必要と思われる面積、または耕作面積の減少による売り上げ減少についての検証もなされていない。集約された農地を分断するルートではなく影響の少ないルートを農家・住民と検討する事を求める。</p> <p>融雪剤の影響について、圃場に飛散した場合の影響について考察されたい。</p> <p>騒音、振動、低周波について、人間に対する影響について調査項目はあるが、家畜に対するものは見られない。影響について、酪農家・獣医師等専門家の意見を得ながら調査・検討を求める。</p>	<p>本道路は、日本海及び太平洋の臨海地域と長野県・山梨県との連携・交流を促進するとともに、災害時における避難路や物資輸送の確保、観光産業や高原野菜など高付加価値資源の流通を支え、安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全・安心の向上が期待される重要な道路であることから、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な道路であると考えています。</p> <p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>環境影響評価の項目は、環境影響評価法における国土交通省令、道路環境影響評価の技術手法及び長野県環境影響評価条例を参考に、配慮書での検討結果や国土交通大臣意見を勘案しながら、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて、選定しています。</p> <p>家畜については、牧場等が位置する野辺山高原は道路構造の配慮により、騒音等による影響は少ないものと考えられ、環境基準や要請限度等に適合するものと考えられます。なお、供用後開始後において著しい影響の発生が見られる場合は、環境に及ぼす影響について関係機関の協力のもとに調査を実施し、適切な措置を検討するよう事業予定者に伝えます。</p> <p>また、道路構造の詳細は、事業実議段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地や冬季の交通障害等への配慮について、頂いた意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (16) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	22	<p>計画段階評価によって示された配慮書、その後の3キロ帯から1キロ帯への絞り込みにおいても国と町村担当者のみの計画調整会議で決定されるという理不尽な手法は今でも納得できるものではありません。</p> <p>しかし、今まで早期実現を進めてきたものの一人として、今後の長野県の対応が、「地方自治の本旨」に沿って、計画が民主的に進められること、そして、事業者である国交省に対して主体性をもって意見し、住民のために尽力されることを期待します。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p>

表 8-2 (17) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	23	<p>ルート帯上には、優良農地がぎっしり詰まっています。農地へのコントロールポイントとしての配慮は、なされていません。私有農地を回避する新たなルート帯を想定し、この周辺の環境影響調査の実施を求めます。</p>	<p>本道路は、日本海及び太平洋の臨海地域と長野県・山梨県との連携・交流を促進するとともに、災害時における避難路や物資輸送の確保、観光産業や高原野菜など高付加価値資源の流通を支え、安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全・安心の向上が期待される重要な道路であることから、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な道路であると考えています。</p> <p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、本事業による環境影響評価については、第11章（P.11.1.1-1及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>また、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地への配慮について、頂いた意見を踏まえて検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (18) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解 (長野県)

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	24	<p>国道 141 号線では、春の嵐による砂ぼこり、冬の吹雪、豪雪、雪や乾いた泥の吹き溜まり、路面凍結、強風、濃霧、竜巻さらに鹿などの野生動物の横断などによって事故が発生し、または通行が困難になる時期及び地域が多数あります。現状を把握するため、通行障害となる事象の発生時間及びその継続時間、発生場所、障害除去の方法、それに要した時間、具体的被害状況、遭遇した運転手の事情聴取、地元民への聞き取り調査等、詳細に調査することを求めます。</p>	<p>調査は、第 11 章 (P.11.1.1-1 及びそれ以降の頁) に示すとおり、国土交通省令、道路環境影響評価の技術手法等を基に、地域の現状を適切に把握できる時期、期間、頻度で実施しています。</p> <p>なお、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、冬季の交通障害等への配慮について、頂いた意見を踏まえて検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>
	25	<p>長野県としてきちんと住民の意見を聞き、国の素案にとらわれず、県として主体性をもって慎重審議し、より充実した方法書の決定及び都市計画の計画決定を行うことを強く求めます。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和 5 年 10 月に説明会、令和 6 年 2 月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>なお、方法書について、頂いた意見を踏まえ、長野県環境影響評価技術委員会における審議を経て、令和 2 年 1 月に長野県知事の意見が述べられています。</p>

表 8-2 (19) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	26	除雪後の排水はどうなるのか？設備が繰り返す凍結にどの位耐えられるのか？	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、冬季の交通障害等への配慮について、頂いた意見を踏まえて検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>
	27	近年の雨には驚かされます。データは十分に揃っているのでしょうか？崖くずれ等もですが、大型トラック走行時の何mもの水跳ねや、乾いてからの何十mにも及ぶ粉じんの浮遊が心配です。	<p>工事の実施による粉じんについては、第11章(P.11.1.1-1及びそれ以降の頁)に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p>

表 8-2 (20) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解 (長野県)

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	28	<p>親の代から農業一筋で生活しているので、生活環境として集落と農地は必要不可欠である。高原野菜と酪農観光の村を高速道路で寸断しないよう強く要望する。詳細なルートの選定においては 1k 帯のなお西にルートの設定を住民は切に望んでいる。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和 5 年 10 月に説明会、令和 6 年 2 月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道 141 号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川や J R 小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地への配慮について、頂いた意見を踏まえて検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (21) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	29	<p>農地が高速道路によって分断されれば、風通し排水の悪化や粉塵による新たな病気の発生により野菜の品質が落ち反収は減ります。ルートやインターチェンジの場所は農地を避けて選定して下さい。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、粉じんに関する環境影響評価については、第11章（P.11.1.1-1及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響評価をできる限り回避又低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>また、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地への配慮について、頂いた意見を踏まえて検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (22) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	30	<p>中部横断道は国道 141 号の八ヶ岳寄りに並行して走るという計画がまず間違いである。昭和 50 年代、大石川支流の大嶽川で土石流が発生し、国道、県道、JR 小海線がストップ、半日以上交通が遮断された教訓が全く生かされていない。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和 5 年 10 月に説明会、令和 6 年 2 月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道 141 号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川や J R 小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、地形及び地質に関する環境影響評価については、第 11 章 (P. 11. 1. 1-1 及びそれ以降の頁) に示すとおり、調査、予測及び評価を行っており、事業実施段階において、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域に十分に配慮して検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>
	31	<p>通過地点の地質調査だけでなく、地域全体の安全調査を実施すべきと考える。大月川から杣添川の間地質については、地質調査が必要と思料される。杣添川右岸には地塗り表示があり、調査すべき箇所である。</p>	<p>地形及び地質に関する環境影響評価については、第 11 章 (P. 11. 1. 1-1 及びそれ以降の頁) に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響評価をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p>
	32	<p>高速交通が開通することにより、ストロー管現象により、人口の一層の減少が進行するのではないかと。佐久南インター・八千穂高原インターに並行する国道 141 号沿いの小売業・飲食業等に、開通後どのような変化があったのか調査し、今後生かすべきである。</p>	<p>事業による効果についても適切に検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (23) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	33	野辺山高原の気象は厳しく、道路を管理するには困難を来すと思料される。	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、冬季の交通障害等への配慮について、頂いた意見を踏まえて検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (24) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解 (長野県)

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	34	<p>高速道路を作らず、この国道 141 号線を高速道路として併用してください。景観を壊さず、自然破壊を少しでもくいとめることが出来ると思います。</p>	<p>本事業は、「構想段階における市民参加型道路計画プロセスガイドライン」により、全区間で新たに道路を整備する案、旧清里有料道路を一部区間で有効利用する案、国道 141 号（一般道）を改良する案の複数の比較案の比較評価をとりまとめております。</p> <p>本道路は、日本海及び太平洋の臨海地域と長野県・山梨県との連携・交流を促進するとともに、災害時における避難路や物資輸送の確保、観光産業や高原野菜など高付加価値資源の流通を支え、安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全・安心の向上が期待される重要な道路であることから、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な道路であると考えています。</p> <p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和 5 年 10 月に説明会、令和 6 年 2 月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道 141 号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川や J R 小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、景観に関する環境影響評価については、第 11 章 (P. 11. 1. 1-1 及びそれ以降の頁) に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p>

表 8-2 (25) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	35	出された意見を技術委員会などで参考にして、長野県知事意見として国土交通省に働きかけてください。	方法書について、頂いた意見を踏まえ、長野県環境影響評価技術委員会における審議を経て、令和2年1月に長野県知事の意見が述べられています。
	36	<p>野辺山原は八ヶ岳東麓の標高 1300m～1450mに位置するなだらかな火山灰台地であり、山麓に広がる国有林などの山林に育まれた豊富な水が、火山岩や火山灰を伝わって湧水となり噴出している箇所が多い。</p> <p>湧水地や騒音などの環境に関して、高速自動車道が建設されることによる影響を正確かつ詳細に予測・評価をした上で、野辺山原一帯の畑作農業及び酪農経営に支障がないルートに決定することを要望します。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、本事業による環境影響評価については、第11章（P.11.1.1-1及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>また、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地への配慮について、頂いた意見を踏まえて検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (26) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解 (長野県)

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	37	<p>ルート原案および工法の決定にあたって、慎重に検討されること。野辺山原一帯については、景観・優良農地・公共施設・住民（別荘地含む）・過酷な気象風土による危険性、学術的研究活動への影響、動植物その他自然環境への影響などに充分配慮すること。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、本事業による環境影響評価については、第11章(P.11.1.1-1 及びそれ以降の頁)に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p>

表 8-2 (27) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	38	<p>計画ありき、結論ありきでの進め方をして来たことに、県・国に対する信頼を持ってない。アセス評価が本来の目的にかなうよう適正に行われるようにすること。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、本事業による環境影響評価については、第11章（P.11.1.1-1 及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p>

表 8-2 (28) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	39	<p>今後の環境調査とその結果の評価が、大自然を壊さないことに資するように行われますよう希望いたします。</p> <p>本計画が生物相への打撃をいっそう推し進めることは、かねてから多くの人によって指摘されているところですが、未来に残す負の遺産を最小限にする施策を、ぜひお願いいたします。</p> <p>当地の山野草が、大きな開発が無い中ですら40年間にどのように失われていったのか。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、本事業による環境影響評価については、第11章(P.11.1.1-1及びそれ以降の頁)に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p>

表 8-2 (29) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	40	出来る限り農地を通さず、牧場（畜舎）から離れた場所を通してください。	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地への配慮について、頂いたご意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (30) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解 (長野県)

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	41	<p>自然環境が大切なことは当然であるが、同時にそこで生きている住民の暮らしが守られるべきである。</p> <p>中部横断道の用地によってその農地が奪われることは、現在のような暮らしができなことを意味している。中部横断道の開通により都市部への交通網が充実したところで私たちの収入を生み出し、暮らしを作っている農地が奪われれば何の意味もない。</p> <p>この地域の農業と農家の実態を正確かつ詳細に調査し、特にルート帯にかかっている農地と耕作している生産者の生活を把握した上でルートを決定すべきである。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地への配慮について、頂いたご意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (31) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	42	<p>大々的に必要性や状況を説明公表していただきたい。</p> <p>ルートでの正式決定は住居からせめて1km以上離れるようにしていただきたい。</p> <p>工事が始まったら周辺住民に振動、騒音、塵埃、汚水など日常生活に悪影響がないようにしていただきたい。</p>	<p>本道路は、日本海及び太平洋の臨海地域と長野県・山梨県との連携・交流を促進するとともに、災害時における避難路や物資輸送の確保、観光産業や高原野菜など高付加価値資源の流通を支え、安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全・安心の向上が期待される重要な道路であることから、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な道路であると考えています。</p> <p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、本事業による環境影響評価については、第11章（P.11.1.1-1及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>また、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺住民への配慮について、頂いたご意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (32) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	43	<p>標高の高い所は、トンネルによる開通をして下さい。</p> <p>凍結・風害・冬期の凍結防止剤の大量散布による作物への影響等が防がれ、景観にも好ましい。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、景観に関する環境影響評価については、第11章（P.11.1.1-1及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>また、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地や冬季の交通障害等への配慮について、頂いたご意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (33) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	44	<p>農村の変化（農地面積、農地の質、農業人口、後継者や住民の意識、生産性など）を追跡調査したものがあれば、その結果を深く考慮してルートを検討して下さるようお願いいたします。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地への配慮について、頂いたご意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (34) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	45	<p>このルート案が決定した場合、この地域での産業である農業の優良地が減少し、若者の都会への流出が進み、過疎化・限界集落へ向かってさらに突き進むのではないかと思います。</p> <p>人間の便利になるからというそのエゴを自然に押し付けていいのでしょうか。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、本事業による環境影響評価については、第11章（P.11.1.1-1及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>また、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地への配慮について、頂いたご意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (35) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	46	<p>日本の高規格道路の中で最も標高が高いところを通過、標高差あることから縦断勾配のある道路となる、高原野菜等の畑としての土地利用が広く行われている、地下水及び湧水の利用が広く行われている、凍結防止剤や融雪剤が散布される可能性がある、以上のことから、供用後の凍結防止剤及び融雪剤の散布の影響を把握及び予測することが必要と考えられるので、準備書において記載されますよう要望。</p> <p>融雪剤・凍結防止剤の散布及びその成分の地下水、湧水、河川、土壌、作物及び家屋等への影響調査が必要と思われます。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、本事業による環境影響評価については、第11章（P.11.1.1-1 及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>また、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地や冬季の交通障害等への配慮について、頂いたご意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (36) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解（長野県）

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	47	<p>1. 高原野菜の一大産地の当村に於いて農地は掛替えのない貴重な財産です。四車線道路による農地の潰れ地はどの位かどこが分断されるのか、どのような配慮がなされているのか全く不明です。</p> <p>2. 農地森林の国土保全・環境保全機能の調査を求めます。</p> <p>3. 農地の生産性や、将来生産額などの状況調査を求める。</p> <p>4. 八ヶ岳の噴火、大崩落などの史実に基づいての将来予測とその対応策、雨量・風力・気温・降雪等々の気象環境の調査、綿密な地質、地下水等の調査を求めます。</p>	<p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、環境影響評価の項目は、環境影響評価法における国土交通省令、道路環境影響評価の技術手法及び長野県環境影響評価条例を参考に、配慮書での検討結果や国土交通大臣意見を勘案しながら、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて、選定しています。</p> <p>また、本事業による環境影響評価については、第11章（P.11.1.1-1及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>また、道路構造の詳細は、事業実施段階において事業予定者が検討し、説明していくことになるため、周辺農地への配慮について、頂いたご意見を踏まえ検討するよう、事業予定者に伝えます。</p>

表 8-2 (37) 方法書についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と
都市計画決定権者の見解 (長野県)

環境要素	番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
事業計画	48	<p>高速道路は作らず、141号線を高速道路と併用してください。この地域の景観を損なわないためには、必要ではないでしょうか。</p>	<p>本事業は、「構想段階における市民参加型道路計画プロセスガイドライン」により、全区間で新たに道路を整備する案、旧清里有料道路を一部区間で有効利用する案、国道141号（一般道）を改良する案の複数の比較案の比較評価をとりまとめております。</p> <p>本道路は、日本海及び太平洋の臨海地域と長野県・山梨県との連携・交流を促進するとともに、災害時における避難路や物資輸送の確保、観光産業や高原野菜など高付加価値資源の流通を支え、安定的な道路ネットワークの拡充や沿線住民の安全・安心の向上が期待される重要な道路であることから、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な道路であると考えています。</p> <p>本道路のルート・構造については、環境影響評価方法書に対して頂いたご意見を踏まえ、事業予定者において調査・検討がなされ、都市計画決定権者である長野県において都市計画原案として作成しました。</p> <p>都市計画原案については、令和5年10月に説明会、令和6年2月に公聴会を開催し、地域の皆様からご意見を頂きながら、検討を重ねており、引き続き、丁寧な説明のもと適切に手続きを進めていきます。</p> <p>本道路のルートは、国道141号と並走しながら主に千曲川左岸の急峻な山間部を通過する計画としており、高い走行性と安全性を確保する観点から、千曲川やJR小海線との交差を極力回避した直線的な道路線形を基本とし、寒冷地であることを踏まえ、冬期の路面凍結に配慮した縦断計画としています。また、周辺環境への配慮として、既存集落、教育施設、優良農地、別荘地、松原湖等の自然環境、埋蔵文化財等への影響を小さくするよう位置・構造を決定していきます。</p> <p>以上から、本道路の位置、区域及び構造は妥当と考えています。</p> <p>なお、景観に関する環境影響評価については、第11章（P.11.1.1-1及びそれ以降の頁）に示すとおり、調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置の検討を行いました。</p>